教高第3150号

令和４年10月31日

　私立中学校長　様

大阪府教育委員会教育長

令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜に係る調査書に記入する評定について（通知）

　令和４年10月13日付け教改第1210号で送付した令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項において「府内の国立及び私立中学校においては、府内統一ルールを踏まえ、必要に応じて府教育委員会と協議を行い、評定を定める。」としております。

つきましては、標記について下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

　なお、客観的な資料をもとに協議いただく際の参考として、府内公立中学校における令和５年度入学者選抜の評定平均の目安の求め方を添付いたします。

記

　１　第３学年の評定について

ア　国語、社会、数学、理科、英語の５教科については、各選抜の調査書作成日に在籍する生徒全員の５教科の評定平均が府全体の評定平均±0.3（3.54±0.3）内で確定できる場合、協議の必要はない。

　　また、音楽、美術、保健体育、技術・家庭の４教科については、各選抜の調査書作成日に在籍する生徒全員の４教科の評定平均が府全体の評定平均±0.3（3.61±0.3）内で確定できる場合、協議の必要はない。

イ　客観的な資料に基づき、各学校が総合的に判断した結果、アに示す範囲内で確定することが妥当でないと判断した場合、大阪府教育委員会と協議を行う。

　２　第１学年、第２学年の評定について

　　　各学校において適切に行う。

|  |
| --- |
| 【担　当】  大阪府教育庁　教育振興室  高等学校課　学事グループ  担当　　上山・朝倉  電話　 06-6944-6887（直通） |